

# 宮城県アンサンブルコンテスト 実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回宮城県アンサンブルコンテスト」と称する。

(実 施)

第2条 宮城県アンサンブルコンテスト(以下、県大会)は、各地区吹奏楽連盟(以下、地区連盟)から推薦されたグループが参加して毎年実施する。

(各地区連盟)

第3条 選出母体たる各地区連盟は、次の通りとする。

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 仙台青葉地区連盟 | (2) 仙台宮城野・若林地区連盟 |
| (3) 仙台太白地区連盟 | (4) 仙台泉地区連盟      |
| (5) 仙南地区連盟   | (6) 名取地区連盟       |
| (7) 多賀城地区連盟  | (8) 大崎地区連盟       |
| (9) 栗原地区連盟   | (10) 石巻地区連盟      |
| (11) 登米地区連盟  | (12) 本吉地区連盟      |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会(以下、役員会)で決める。

2 役員会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

## 第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

- |           |                   |            |
|-----------|-------------------|------------|
| (1) 小学生の部 | (2) <u>中学生</u> の部 | (3) 高等学校の部 |
| (4) 大学の部  | (5) 職場・一般の部       |            |

(参加人員)

第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。

## 第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各地区連盟に加盟している団体に所属するグループで、次の通りとする。

- (1) 小学生の部  
団体構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
- (2) 中学生の部  
団体構成メンバーは、同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童、小中一貫校の小学生の参加は認める。)
- (3) 高等学校の部  
団体構成メンバーは、同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。)
- (4) 大学の部  
団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。但し、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 同一奏者が二つ以上のグループに重複して参加することは、認めない。

(入賞取消)

第8条 参加グループの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

#### 第4章 演奏・審査

(編成)

第9条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成およびリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

(審査)

第10条 参加グループは、自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲は1曲とみなす。ただし、演奏曲は地区予選で演奏したものとする。

(著作権)

第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から許諾を受けなければならない。許諾を受けずにコンテストに出場することは認めない。

(演奏時間)

第12条 演奏時間は、5分以内とする。

第13条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏順序)

第14条 演奏順序と部門順序は、その年度の役員会において決定する。

#### 第5章 表彰および代表

(審査員)

第15条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第16条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表グループには、トロフィーを贈る。

(代表)

第17条 参加グループの中から次の数のグループを東北大会に推薦する。

小学生の部・・・2 中学生の部・・・4 高等学校の部・・・4

大学の部・・・1 職場・一般の部・・・1

#### 第6章 地区代表

(地区代表)

第18条 各地区連盟は、地区代表グループを決定し、地区大会翌日までに県吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第19条 各地区推薦グループ数については11月の役員会で決定する。

## 第7章 その他

(参加費用)

第20条 参加に要する費用については、参加グループの負担とする。

(共催・後援)

第21条 県大会の実施に当たって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第22条 県大会実行委員には、県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第23条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第24条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

### 附 則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

この規定は、令和2年4月11日より改正実施する。

この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。

この規定は、令和4年4月16日より改正実施する。

この規定は、令和5年4月15日より改正実施する。

宮城県アンサンブルコンテスト 審査内規

第1条 この内規は、宮城県アンサンブルコンテスト実施規定第16条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

(金銀銅賞の決定方法)

第2条

審査員は、演奏を聞いて、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。

2 審査員は、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

3 A・B・Cの数については、その年度ごとの役員会で定める。

4 賞の基準は次の通りとする。

A=3点、B=2点、C=1点と換算し、審査員合計点の上位から3分の1ずつを目安に金賞、銀賞、銅賞とする。

(代表の決定方法)

第3条

審査員はA(金)に該当すると思うグループの中から、県代表数に基づき上位順を表明する。ただし、同順位は認めない。

2 代表決定方法は次の通りとする(代表数4の場合)。

第1位=1点、第2位=2点、第3位=3点、第4位=4点、第5位=5点それ以外のA評価=6点、B評価=7点、C評価=8点と読み替え、その合計点数の少ないグループから代表とする。

3 2で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第4条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第5条 第2条、第3条に基づいて、会長が賞と代表を承認・決定する。

第6条 審査一覧表は、出演団体に渡す。

第7条 この内規は、総会の議決により、改定することができる。

附則

この内規は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。